

## 第4回郡山市新型インフルエンザ等対策本部会議

### 次 第

日 時：令和2年4月17日（金）15：00～

場 所：特別会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

（1）緊急事態宣言に伴う本市の対応について

（2）その他

4 閉 会

## 別 紙

### 【会議概要】

- 参集者 市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者、代表監査委員、関係部局長、郡山地方広域消防組合消防本部消防長（代理）

#### 1 市長あいさつ

昨日、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が変更された。これを受け、本市の対応等について御意見をいただきたい。

昨日、市民の方から職員が市民と接する時、あるいは職場でマスクをしていないのではないかと御意見をいただいた。市民の皆様も非常に気を使っているので、自分の健康、家族の健康、市民の健康のためにもマスクを着用してほしい。

#### 2 議 事

##### (1) 緊急事態宣言に伴う本市の対応について

- ・ 保健福祉部長

(別添資料に基づき説明)

「新型コロナウイルス感染症に係る市主催等イベント中止等及び市有施設の休館に関する指針」の見直しを行いたい。

市主催イベントについては、5月10日までのイベント等はすべて中止又は延期とする。市有施設については、市民生活に直接影響のある行政機能を有する施設等を除き、明日からすべて休館とすることとしたい。

- ・ 市長

速やかに各施設で市民の皆さんにお知らせしていただきたい。

本市は、首都圏からもアクセスしやすいので、他の市町村、他県の方々にも施設の休館等情報を周知してほしい。

- ・ こども部長

公立保育所と放課後児童クラブについては、可能な限り、家庭保育を要請したいと考えている。ただし、医療従事者や仕事を休むことができない方々のために、適切な感染予防対策を講じた上でしっかりと対応しまた、民間施設についても同様に要請してまいりたい。

市内5施設での一時預かり保育については実施したいと考えている。

- 産業観光部長  
磐梯熱海観光物産館については、地域住民の生活物資を供給する役割もあるため、生活に支障が出ないように、感染予防対策をしっかりとした上で営業する。
- 文化スポーツ部長  
屋外のスポーツ施設について、利用者が集まりクラスターになってしまっただけでは意味がないため、緊急事態宣言を受けて休館としたい。屋内施設も同様に休館としたい。
- 都市整備部長  
郡山カルチャーパーク及びドリームランドについて、郡山南ICに近くGWに多くの来園が見込まれることと東北、関東の遊園地が既に休園又は明日から休園予定を検討していることなどから、本日の本市の指針に則り、明日4月18日から5月10日まで休園としたい。
- 農林部長  
石筵ふれあい牧場、高篠山森林公園についても明日から5月10日まで休園としたい。
- 教育総務部長  
社会教育施設として、市内の公民館、図書館については、明日から休館としたい。美術館については現在、企画展が4月19日まで開催されているため、明日と明後日については、入場者ができるだけ距離をとって観覧いただくこととし、4月20日から休館としたい。
- 市長  
今回の措置は、感染拡大防止を図るために、人と人との接触を8割減らすためのもの。一人一人がその意識で取り組むよう、職員、市民の皆様にも協力をお願いしたい。

※指針（案）については、明日18日からの施行決定

(2) その他

・ 学校教育部長

別添資料「郡山市立学校新型コロナウイルス対策対応マニュアル」(第2版)について、第1版からの修正箇所(朱字)で主なものを説明。

・ 市長

保護者の意向も尊重して、生きる権利を守っていただきたい。

この後、ユーチューブで市民の皆様にメッセージを送りますが、何より皆様方の健康に気を付けてほしい。

## 令和2年4月16日 安倍首相発言要旨

本日、諮問委員会からも賛同いただき、4月7日に宣言した緊急事態措置を実施すべき区域を7都府県から全都道府県に拡大することとした。実施期間は5月6日までに変更はない。

まず北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県および京都府の6道府県については、現在の対象区域である7都府県と同程度に蔓延（まんえん）が進んでおり、これら以外の県においても、都市部からの人の移動などにより、クラスターが各地で発生し、感染拡大の傾向がみられることから、地域の流行を抑制し、特にゴールデンウィークにおける人の移動を最小化する観点から、全都道府県を緊急事態措置の対象とすることとした。

今後、ゴールデンウィークに向けて、全ての都道府県において不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいで人が移動することを蔓延防止の観点から絶対に避けるよう、住民の方々に促していただくようお願いする。また、域内の観光施設などに人が集中する恐れがあるときは、施設に対し、入場者の制限を求めするなど適切な対応をとるよう、お願いする。

繰り返しになるが、この緊急事態を5月6日までの残りの期間で終えるためには最低7割、極力8割の接触削減を何としても実現しなければならない。国民の皆さまには不便をおかけしているが、さらなる感染拡大を防止するため、引き続きの協力を何卒よろしくお願いする。

今回、緊急事態宣言を全国に拡大することによって、すべての国民の皆さまにさらなる協力をいただくことになる。緊急経済対策においては、収入が著しく減少し、厳しい状況にある家庭に限って、1世帯当たり30万円を給付する措置を予定していたが、この際、これに代わり、さらに給付対象を拡大した措置を講ずべきと考える。

今回の緊急事態宣言により、外出自粛をはじめ、さまざまな行動が制約されることになる全国すべての国民の皆さまを対象に、一律1人当たり10万円の給付を行う方向で、与党において再度検討を行っていただくこととする。

この国難ともいべき事態を乗り越えるため、政府、地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者、そして、すべての国民の皆さま、まさに日本全体が一丸となって取り組んでいくしかない。各位にあっては、本日決定した新たな基本的対処方針に基づき、引き続き対策に全力を挙げてもらいたい。

## 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 4 月 7 日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、下記のとおり、緊急事態措置を実施すべき区域を全都道府県とすることにより区域を変更することとしたため、同条第 3 項の規定に基づき、報告する。

### 記

#### 1. 緊急事態措置を実施すべき期間

令和 2 年 4 月 7 日（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県以外の道府県については、同月 16 日）から 5 月 6 日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 5 項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

#### 2. 緊急事態措置を実施すべき区域

全都道府県の区域とする。

#### 3. 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

## 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年3月28日（令和2年4月16日変更）

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

政府は、新型コロナウイルス感染症への対策は危機管理上重大な課題であるとの認識の下、国民の生命を守るため、これまで水際での対策、まん延防止、医療の提供等について総力を挙げて講じてきた。しかしながら、国内において、感染経路の不明な患者の増加している地域が散発的に発生し、一部の地域で感染拡大が見られてきたところであり、この状況を踏まえ、令和2年3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）附則第1条の2第1項及び第2項の規定により読み替えて適用する法第14条に基づき、新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれが高いことが、厚生労働大臣から内閣総理大臣に報告され、同日に、法第15条第1項に基づく政府対策本部が設置された。

国民の生命を守るためには、感染者数を抑えること及び医療提供体制や社会機能を維持することが重要である。

そのうえで、まずは、「三つの密」を避けることをより一層推進し、さらに、積極的疫学調査等によりクラスター（患者間の関連が認められた集団。以下「クラスター」という。）の発生を封じ込めることが、いわゆるオーバーシュートと呼ばれる爆発的な感染拡大（以下「オーバーシュート」という。）の発生を防止し、感染者、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるためには重要である。

また、必要に応じ、外出自粛の要請等の接触機会の低減を組み合わせることで実施することにより、感染拡大の速度を可能な限り抑制することが、上記の封じ込めを図るためにも、また、医療提供体制を崩壊させないためにも、重要である。

あわせて、今後、国内で感染者数が急増した場合に備え、重症者等への対

応を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整えるよう準備することも必要である。

既に国内で感染が見られる新型コロナウイルス感染症に関しては、次項「一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実」に示すとおり、

- ・ 肺炎の発生頻度が、季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高く、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあること、
- ・ 感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状況であること

が、総合的に判断できる。

このようなことを踏まえて、令和2年4月7日に、新型コロナウイルス感染症対策本部長は法第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行った。緊急事態措置を実施すべき期間は令和2年4月7日から令和2年5月6日までの29日間であり、緊急事態措置を実施すべき区域は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県とした。また、令和2年4月16日現在において、上記7都府県と同程度にまん延が進んでいる道府県として北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府を緊急事態措置を実施すべき区域に加えるとともに、それ以外の県においても5ページ以降で述べる理由により、全都道府県を緊急事態措置の対象とすることとした。これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間は、令和2年4月16日から令和2年5月6日までとした。なお、緊急事態措置を実施する必要がなくなると認められるときは、期間内であっても速やかに緊急事態を解除する。

緊急事態の宣言は、新型コロナウイルス感染症の現状とともに、これまでの課題に照らし合わせて、法に基づく各施策を用いて感染拡大を防ぐとともに、この宣言の下、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、基本的な感染予防の実施や不要不急の外出

の自粛、後述する「三つの密」を避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することが必要である。

実効性のある施策を包括的に確実かつ迅速に実行するにあたってはクラスター対策を行う体制の強化や医療提供体制の確保が喫緊の課題であり、これまでの施策を十分な有効性を持たせて実施していくとともに、特に不要不急の外出など外出自粛の要請等を強力に行い、人と人との接触を徹底的に低減することで、必要な対策を実施することとする。

こうした対策を国民一丸となって実施することができれば、現在拡大している感染を収束の方向に向かわせることが可能である。具体的には、国民においては、不要不急の外出を避けること、「三つの密」や夜の街を極力避けること、事業者においては、業務継続計画（BCP）に基づき、出勤者の4割減少はもとより、テレワークなどを活用することで、さらに接触の機会を減らすことを協力して行っていく必要がある。30日間に急速に収束に向かわせることに成功できたとすれば、数理モデルに基づけば、80%の接触が回避できたと判断される。なお、政府としては、緊急事態を宣言しても、社会・経済機能への影響を最小限に留め、諸外国で行われている「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策は実施しない。

本指針は、国民の生命を守るため、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を的確に把握し、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策をさらに進めていくため、今後講じるべき対策を現時点で整理し、対策を実施するにあたって準拠となるべき統一的指針を示すものである。

なお、新型コロナウイルス感染症は新型インフルエンザとはウイルスも病態も異なる感染症であることから、政府としては、地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民の意見をくみ取りつつ、協力して直ちに対策を進めていくこととする。

## 一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実

我が国においては、令和2年1月15日に最初の感染者が確認された後、

4月14日までに、合計46都道府県において合計7,964人の感染者、119人の死亡者が確認されている。特に、最近の状況としては、感染経路が特定できていない感染者が61%（令和2年4月15日現在、4月13日までの状況）を占める状況となっている。このことは、クラスターとして感染が見られてきた特定の場所での感染に加え、これまで限定的であった日常生活の中での感染のリスクが徐々に増大し始めていることを意味する。

国内の感染状況については、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）の見解として、今のところ諸外国のような、オーバーシュートは見られていないが、都市部を中心にクラスター感染が次々と報告され、患者数が急増し、そうした中、医療供給体制がひっ迫しつつある地域が出てきており、医療供給体制の強化が喫緊の課題となっていると状況分析されていたところであるが、特に3月16日から4月1日にかけて、報告された感染者数は817人から2,299人と急増し、倍化時間（2倍になるまでの時間）は4.0日、感染経路の不明な患者数は40.6%となっている。専門家会議では、繁華街の接待を伴う飲食店等のクラスターの存在が指摘されており、院内感染や高齢者・福祉施設内感染とともに、大きな問題となっている。また、無症候又は症状の明確でない者から感染が広がるおそれがあるとの専門家の指摘も存在する。

一方で、海外の状況としては、新型コロナウイルス感染症が発生している国は、南極大陸を除く全ての大陸に広がっており、イランや欧米ではオーバーシュートの発生も確認されている。こういった状況の中で、本年3月中旬から下旬にかけて、海外において感染し、国内に移入したと疑われる感染者が増加した。これらの者が国内で確認された感染者のうちに占める割合も13%（3月11日－3月18日）から29%（3月19日－3月25日）に増加し、最大で37%を超える日もあったが、水際対策の強化の結果、現在は一定程度に収まっている。しかし、移入元の国については、流行当初は中華人民共和国に集中していたものの、現在では欧米を中心に拡大しており、輸入症例の広域化の影響を受けている。

国内の医療提供体制としては、感染者の急激な増加が見られる東京都と

大阪府では、既に重症者等に対する入院医療の提供体制に支障をきたすおそれがあると判断し、入院治療が必要ない軽症者を宿泊施設での療養に切り替える旨発表している。また、東京都に隣接し、感染者数が500人を超える神奈川県も入院医療の切替えを行う方針であり、大都市圏を中心に医療提供体制のひっ迫が現実のものとして現れ始めている。

都道府県別の動向としては、特に東京都及び大阪府において、報告された累積感染者数が令和2年4月6日時点で、それぞれ400人以上（東京都1,123人、大阪府429人）、過去1週間の倍化時間も7日未満（東京都5.0日、大阪府6.6日）となり、感染者数のさらなる急増の危険性があった。さらに、その近隣府県としては、埼玉県、千葉県、神奈川県、兵庫県、京都府において累積感染者数が100人を超え、そのうち、京都府を除く全ての府県で、感染経路が不明の感染者がほぼ半数を超えた。福岡県については、累積報告数が100人以上となり、倍化時間が約3日と急速な感染の広がりが見られ、感染経路の不明な症例の割合が7割を占めている状況にあった。その後、北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府では、4月14日までの累積報告数が100人以上となっており、かつ、茨城県、石川県及び岐阜県については直近1週間の倍化時間は10日未満、北海道、愛知県及び京都府については過去にあった流行の影響を除いた直近1週間の倍化時間が10日未満となっている。また、これらの道府県では感染経路の不明な症例の割合も、直近1週間ではほぼ半数となっている。このように、東京都及び大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県については、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある（この13都道府県を総称して、以下「特定警戒都道府県」という。）。

これら特定警戒都道府県以外の県についても、都市部からの人の移動等によりクラスターが都市部以外の地域でも発生し、感染拡大の傾向が見られる。そのような地域においては、医療提供体制が十分に整っていない場合も多く、感染が拡大すれば、医療が機能不全に陥る可能性が高い。緊急事態宣言が出された以後、多くの国民に行動変容の御協力をいただいでい

るが、人流データ等を見ると、緊急事態措置を全国に拡大することにより、さらなる国民の行動変容の御協力をお願いする必要がある。具体的な感染者数の推移をみても、例えば3月の中旬から連休にかけて、警戒が一部緩んだことにより感染が拡大したと考えられる。国、地方公共団体、関係機関等を含めた国民が一丸となって、大型連休期間も含めまん延防止に取り組むべきこの時期において、全都道府県が足並みをそろえて感染拡大防止の取組が行われることが必要であることから、全ての都道府県について緊急事態措置を実施すべき区域とすることとする。

今回の感染拡大防止のための取組は政府、地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって行うものであることを踏まえ、地域の実情を踏まえつつ、迅速かつ適切に感染拡大防止のための措置を講ずることが必要である。

新型コロナウイルス感染症については、下記のような特徴がある。

- ・ 一般的な状況における感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染であるが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている。また、無症候の者からの感染の可能性も指摘されている。一方、人と人との距離をとること（Social distancing: 社会的距離）により、大幅に感染リスクが下がるとされている。
- ・ 集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられる。また、これ以外の場であっても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことや歌うことにはリスクが存在すると考えられる。激しい呼吸や大きな声を伴う運動についても感染リスクがある可能性が指摘されている。
- ・ 現在のところ、感染が拡大している地域であっても、多くの場合、ラ

イブハウス、スポーツジム、医療機関、さらに最近になって繁華街の接待を伴う飲食店等におけるクラスターでの感染拡大が中心であり、限定的に日常生活の中での感染のリスクが生じてきているものの、広く市中で感染が拡大しているわけではないと考えられる。

- ・ 世界保健機関（World Health Organization: WHO）によると、現時点において潜伏期間は1-14日（一般的には約5日）とされており、また、厚生労働省では、これまでの新型コロナウイルス感染症の情報なども踏まえて、濃厚接触者については14日間にわたり健康状態を観察することとしている。
- ・ 新型コロナウイルスに感染すると、発熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える人が多いことが報告されている。
- ・ 中国における報告（令和2年3月9日公表）では、新型コロナウイルス感染症の入院期間の中央値は11日間と、季節性インフルエンザの3日間よりも、長くなることが報告されている。
- ・ 罹患しても約8割は軽症で経過し、また、感染者の8割は人への感染はないと報告されている。さらに入院例も含めて治癒する例も多いことが報告されている。
- ・ 重症度としては、季節性インフルエンザと比べて死亡リスクが高いことが報告されている。中国における報告（令和2年2月28日公表）では、確定患者での致死率は2.3%、中等度以上の肺炎の割合は18.5%であることが報告されている。季節性インフルエンザに関しては、致死率は0.00016%-0.001%程度、肺炎の割合は1.1%-4.0%、累積推計患者数に対する超過死亡者数の比は約0.1%であることが報告されている。このように新型コロナウイルス感染症における致死率及び肺炎の割合は、季節性インフルエンザに比べて、相当程度高いと考えられる。また、特に、高齢者・基礎疾患を有する者では重症化するリスクが高いことも報告されており、医療機関や介護施設等での院内感染対策、施設内感染対策が重要となる。上記の中国における報告では、年齢ごとの死亡

者の割合は、60歳以上の者では6%であったのに対して、30歳未満の者では0.2%であったとされている。

- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第12条に基づき、令和2年3月31日までに報告された患者における、発症日から報告日までの平均期間は9.0日であった。
- ・ 現時点では、有効性が確認された特異的な抗ウイルス薬やワクチンは存在せず、治療方法としては対症療法が中心である。なお、現時点ではワクチンが存在しないことから、新型インフルエンザ等対策政府行動計画に記載されている施策のうち、予防接種に係る施策については、本基本的対処方針には記載していない。その一方で、治療薬については、いくつか既存の治療薬から候補薬が出てきており、患者の観察研究等が進められている。

## 二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

- ・ 情報提供・共有及びまん延防止策により、各地域においてクラスター等の封じ込め及び接触機会の低減を図り、感染拡大の速度を抑制する。
- ・ サーベイランス・情報収集及び適切な医療の提供により、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
- ・ 的確なまん延防止策及び経済・雇用対策により、社会・経済機能への影響を最小限にとどめる。
- ・ なお、対策は、感染者の増加に伴い不可逆的に進むものではなく、例えば、地域で感染者が確認された早期の段階で、クラスター等の封じ込め及び接触機会の低減が奏功し、当該地域での感染者の発生が抑制された場合には、強化した対策を適宜適切に元に戻す。

## 三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

### (1) 情報提供・共有

- ① 政府は、以下のような、国民に対する正確で分かりやすく、かつ状況

の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いします。

- ・ 発生状況や患者の病態等の臨床情報等の正確な情報提供。
- ・ 国民にわかりやすい疫学解析情報の提供。
- ・ 手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底。
- ・ 風邪症状など体調不良が見られる場合の休暇取得、学校の欠席、外出自粛等の呼びかけ。
- ・ 感染リスクを下げるため、医療機関を受診する時は、予め電話で相談することが望ましいことの呼びかけ。
- ・ 厚生労働省が作成する「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の考え方」をわかりやすく周知。
- ・ 感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ。
- ・ 室内で「三つの密」を避ける。特に、日常生活及び職場において、人混みや近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を行うことを避けるように強く促す。飲食店等においても「三つの密」のある場面は避けること。
- ・ 従業員及び学生の健康管理や感染対策の徹底についての周知。
- ・ 家族以外の多人数での会食を避けること。
- ・ 今回の対策では、「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策は政府として実施しないことを周知し、国民の落ち着いた対応（不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいだ移動の自粛等や商店への殺到の回避及び買い占めの防止）の呼びかけ。

② 政府は、広報担当官を中心に、官邸のウェブサイトにおいて厚生労働省等の関係省庁のウェブサイトへのリンクを紹介するなどして有機的に連携させ、かつ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等の媒体も積極的に活用することで、迅速かつ積極的に国民等への情報発信を行う。

③ 政府は、民間企業等とも協力して、情報が必ずしも届いていない層に十

分な情報が行き届くよう、丁寧な情報発信を行う。

- ④ 厚生労働省は、感染症の発生状況やクラスターの発生場所、規模等について迅速に情報を公開する。
- ⑤ 外務省は、全世界で感染が拡大していることを踏まえ、各国に滞在する邦人等への適切な情報提供、支援を行う。
- ⑥ 政府は、検疫所からの情報提供に加え、企業等の海外出張又は長期の海外滞在のある事業所、留学や旅行機会の多い大学等においても、帰国者への適切な情報提供を行い、渡航の是非の判断・確認や、帰国者に対する2週間の外出自粛の要請等の必要な対策を講じるよう周知を図る。
- ⑦ 政府は、国民、在留外国人、外国人旅行者及び外国政府への適切かつ迅速な情報提供を行い、国内でのまん延防止と風評対策につなげる。
- ⑧ 地方公共団体は、政府との緊密な情報連携により、様々な手段により住民に対して地域の感染状況に応じたメッセージや注意喚起を行う。
- ⑨ 政府は、今般の新型コロナウイルス感染症に係る事態が行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）に基づく「歴史的緊急事態」と判断されたことを踏まえた対応を行う。地方公共団体も、これに準じた対応に努める。

## (2) サーベイランス・情報収集

- ① 感染症法第12条に基づく医師の届出により疑似症患者を把握し、医師が必要と認める検査を実施する。
- ② 厚生労働省は、感染が急速に拡大する中で、必要な検査ができるよう、地方衛生研究所や民間の検査機関等の関係機関における検査体制の一層の強化を図る。また、特定都道府県（緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県）は、医療機関等の関係機関により構成される会議体を設けること等により、PCR等検査の実施体制の把握・調整等を図り、民間の検査機関等を活用する。
- ③ 都道府県別にPCR等検査の実施人数や陽性者数、陽性率等の分析結果を定期的に公表する。

- ④ 厚生労働省は、感染症法第 12 条に基づく医師の届出とは別に、国内の流行状況等を把握するため、既存のサーベイランスの効果的な利用やさらに有効なサーベイランスの仕組みを構築する。仕組みの構築に当たっては現場が混乱しないように留意する。
- ⑤ 文部科学省及び厚生労働省は、学校等での集団発生の把握の強化を図る。
- ⑥ 政府は、迅速診断用の簡易検査キット等の開発を引き続き可及的速やかに進める。

### (3) まん延防止

- ① 令和 2 年 4 月 7 日の緊急事態宣言は、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、これまでの施策をさらに加速させることを目的として行うものである。接触機会の低減に徹底的に取り組めば、事態を収束に向かわせることが可能であり、以下の対策を進めることにより、特定都道府県において、最低 7 割、極力 8 割程度の接触機会の低減を目指す。一方で、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、法第 5 条の規定を踏まえ、その制限は必要最小限のものでなければならないことから、特定都道府県は、まん延の防止に関する措置として、まずは法第 45 条第 1 項に基づく外出の自粛等について協力の要請を行うものとする。
- ② 特定都道府県は、クラスターが発生しているおそれがある場合における当該クラスターに関係する催物（イベント）や「三つの密」のある集まりについては、法第 24 条第 9 項及び法第 45 条第 2 項に基づき、開催の自粛の要請等を強く行う。特に、全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期することを含め、主催者による慎重な対応を求める。また、感染が拡大傾向にあり、オーバーシュートの予兆がみられるなどの地域では、期間を示した上で、外出や催物の開催の自粛の要請等について迅速に行う。一方、感染が収束に向かい始めた場合には、感染拡大のリスクの低い活動から自粛の要請の解除を行うこととする。

- ③ 特定都道府県は、法第 24 条第 9 項及び法第 45 条第 2 項に基づき、感染の拡大につながるおそれのある施設の使用の制限の要請等を行う。これらの場合における要請等に当たっては、第 1 段階として法第 24 条第 9 項による協力の要請を行うこととし、それに正当な理由がないにもかかわらず応じない場合に、第 2 段階として法第 45 条第 2 項に基づく要請、次いで同条第 3 項に基づく指示を行い、これらの要請及び指示の公表を行うものとする。特定都道府県が、法第 24 条第 9 項に基づく施設の使用制限の要請を行い、また、特定都道府県による法第 45 条第 2 項から第 4 項までに基づく施設の使用制限の要請、指示等を行うにあたっては、特定都道府県は、国に協議の上、外出の自粛等の協力の要請の効果を見極めつつ、専門家の意見も聞いた上で行うものとする。政府は、新型コロナウイルス感染症の特性及びまん延の状況を踏まえ、施設の使用制限の要請、指示等の対象となる施設等の所要の規定の整備を行うものとする。
- ④ 特定都道府県は、法第 45 条第 2 項に基づく要請等を行う場合、その実施状況を適切に把握できるよう、職員体制をはじめ所要の環境整備を行う。
- ⑤ 地方公共団体は、まん延防止策として、「三つの密」を避けることを徹底させるとともに、クラスター対策及び接触機会の低減を、地域での感染状況及び医療提供体制を踏まえて、的確に打ち出す。
- ⑥ 地方公共団体は、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を正確に把握する。このため、保健所の体制強化を図る。
- ⑦ 特定都道府県は、地域の特性に応じた実効性のある緊急事態措置を講じる。特定都道府県は、緊急事態措置を講じるにあたっては、法第 5 条を踏まえ、必要最小限の措置とするとともに、講じる措置の内容及び必要性等について、住民に対し丁寧に説明する。特定都道府県は、緊急事態措置を実施するにあたっては、法第 20 条に基づき政府対策本部と密接に情報共有する。

政府対策本部は、専門家の意見をききながら、必要に応じ、特定都道府県と総合調整を行う。

- ⑧ 特定都道府県は、緊急事態措置について、罰則を伴う外出禁止の措置や都市間の交通の遮断等、諸外国で行われている「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策とは異なるものであることを、政府と協力しつつ、住民に対し周知する。加えて、特定都道府県は、緊急事態措置を講じること等に伴い、食料・医薬品や生活必需品の買い占め等の混乱が生じないように、住民に冷静な対応を促す。
- ⑨ 特定都道府県は、①の法第45条第1項に基づく外出の自粛要請を行うにあたっては、基本的対処方針等諮問委員会の意見も踏まえ、期間、区域を示すものとする。その際、外出の自粛の対象とならない外出の具体例としては、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など生活の維持のために必要なもの等についても併せて示すものとする。
- ⑩ 特定都道府県は、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から極力避けるよう住民に促す。特に、大型連休期間においては、法第45条第1項の規定に基づき、都道府県をまたいだ不要不急の移動を自粛するよう、住民に協力を要請する。また、域内の観光施設等に人が集中するおそれがあるときは、当該施設に対して入場者の制限等、適切な対応を求める。政府は、必要に応じ、当該不要不急の移動の自粛に関し、法第20条の規定による総合調整を行う。
- ⑪ 特定都道府県は、外出自粛等の要請にあたっては、現にクラスターが多数発生している、繁華街の接待を伴う飲食店等については、年齢等を問わず、強く外出を自粛するよう促す。
- ⑫ 職場への出勤は、外出自粛等の要請から除かれるものであるが、特定都道府県は、まずは在宅勤務（テレワーク）を強力に推進する。職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等、人との交わりを低減する取組を今まで以上に強力に推進する。指定公共機関等はまん延防止対策に関するBCPの策定・実施を図っており、特定都道府県は、取組をさらに強化を促す。ま

た、職場においては、感染防止のための取組（手洗い、咳エチケット、事業場の換気励行、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）を促すとともに、「三つの密」を避ける行動を徹底するよう促す。

- ⑬ 特定都道府県は、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者については、十分に感染拡大防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務の継続を要請する。事業においては、「三つの密」を避けるための必要な対策を講じることとする。なお、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者とは、法第2条に規定される指定公共機関及び指定地方公共機関や法第28条に規定される登録事業者を参考とし、これら医療、国民生活・国民経済維持の業務をサポートする事業者等にも留意し、別添に例示する。
- ⑭ 政府及び特定都道府県は、事業者の円滑な活動を支援するため、事業者からの相談窓口の設置、物流体制の確保、ライフラインの万全の体制の確保等に努める。
- ⑮ 大都市圏の特定都道府県は、人口及び人口密度が高く、交通の要所でもあることを踏まえて、全国かつ急速なまん延の起点とならないよう、上記のまん延防止のための対策を十分に行う。それ以外の特定都道府県であっても、全国かつ急速なまん延のおそれがあることから適切な対策を講ずる。
- ⑯ 政府及び地方公共団体は、飲食店については、施設の使用制限等の対象とはなっていないが、「三つの密」が生じることがないように、所要の感染防止策を講じるよう促す。食堂、レストラン、喫茶店などについては、換気、人と人との間隔を適切にとること等に注意するなど、「三つの密」を避けるための所要の感染防止を呼び掛ける。
- ⑰ 政府は、関係機関と協力して、クラスター対策にあたる専門家の確保及び育成を行う。
- ⑱ 厚生労働省及び特定都道府県は、関係機関と協力して、特に、感染拡大の兆しが見られた場合には、専門家やその他人員を確保し、その地域

への派遣を行う。

- ⑲ 政府及び地方公共団体は、クラスター対策を抜本強化するという観点から、保健所の体制強化に迅速に取り組む。これに関連し、特定都道府県は、管内の市町村と迅速な情報共有を行い、また、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第 24 条に基づく総合調整を行う。さらに、特定都道府県は、クラスターの発見に資するよう、都道府県間の迅速な情報共有に努めるとともに、政府は、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第 20 条に基づく総合調整を行う。なお、政府は、感染症法第 12 条に基づく特定都道府県知事等から厚生労働大臣への報告が迅速に行えるよう必要な支援を行う。また、政府は、民間事業者等と協力して、SNS 等の技術を活用して、感染状況等の把握を行う仕組みを構築する。
- ⑳ 文部科学省は、4 月 1 日に改定した「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」等において示した、臨時休業の実施に係る考え方について周知を行うとともに、今後の感染拡大の状況や専門家会議の見解を踏まえ、厚生労働省の協力を得つつ、必要に応じ、追加的な考え方等を示す。都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有する。
- ㉑ 厚生労働省は、保育所や放課後児童クラブ等について、保育の縮小や臨時休園等についての考え方を示す。その際、可能な保護者に登園を控えるようお願いするなど保育等の提供を縮小して実施することや、医療従事者や社会の機能を維持するために就業継続が必要な者、ひとり親などで仕事を休むことが困難な者の子ども等の保育等を確保しつつ臨時休園することの考え方を示す。
- ㉒ 政府は、関係機関と協力して、公共交通機関その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。
- ㉓ 政府は、水際対策について、国内への感染者の流入及び国内での感染拡大を防止する観点から、入国制限、渡航中止勧告、帰国者のチェック・

健康観察等の検疫の強化、査証の制限等の措置等を引き続き実施する。  
なお、厚生労働省は、関係省庁と連携し、健康観察について、保健所の業務負担の軽減や体制強化等を支援する。

- ②④ 諸外国での新型コロナウイルス感染症の発生の状況を踏まえて、必要に応じ、国土交通省は、航空機の到着空港の限定の要請等を行うとともに、厚生労働省は、特定検疫港等の指定を検討する。
- ②⑤ 厚生労働省は、停留に利用する施設が不足する場合には、法第 29 条の適用も念頭に置きつつも、必要に応じ、関係省庁と連携して、停留に利用可能な施設の管理者に対して丁寧な説明を行うことで停留施設の確保に努める。
- ②⑥ 特定警戒都道府県以外の特定都道府県にあっては、感染者が少ない都道府県があるものの、全国的に感染拡大の傾向が見られることから、地域の流行を抑制し、特に、大型連休期間における人の移動を最小化することを目的として緊急事態宣言の対象とするものであることにかんがみ、上記③⑫⑬の措置については、感染拡大防止を主眼としつつ、地域の感染状況や経済社会に与える影響等を踏まえ、都道府県知事がその実施について、判断を行うものとする。

#### (4) 医療等

- ① 厚生労働省は、地方公共団体や関係機関と協力して、感染拡大の状況に応じ、以下のように、地域ごとに柔軟な医療提供体制を確保する。
  - ・ 現行では、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来により、適切な感染管理を行った上で、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来医療を提供すること。
  - ・ また、医師の判断により検査を実施し、患者が認められた場合には、感染症法第 19 条に基づく感染症指定医療機関等への入院勧告・措置を実施し、まん延防止を行いつつ、患者に対し、適切な医療を提供すること。
  - ・ 患者が増加し重症者等に対する入院医療の提供に支障をきたすおそれがあると判断する特定都道府県では、厚生労働省に相談の上、重症者等に対す

る医療提供に重点を移す観点から、入院治療が必要ない軽症者等は自宅療養とし、電話等情報通信機器を用いて遠隔で健康状態を把握していくとともに、医師が必要とした場合には電話等情報通信機器を用いて診療を行う体制を整備すること。

- ・ また、自宅療養とする際、家族構成等から高齢者や基礎疾患を有する者等への感染のおそれがある場合には、地方公共団体は、軽症者が宿泊施設等での療養を行うことや、同居家族が一時的に別の場所に滞在すること等、家族内感染のリスクを下げるための取組を講じること。地方公共団体は、予め、ホテルなど一時的な宿泊施設の確保に努めるとともに、国は、地方公共団体と密接に連携し、地方公共団体の取組を支援すること。
- ・ 患者が更に増加し帰国者・接触者外来での医療提供に支障をきたすおそれがある地域では、地域の感染状況や医療需要に応じ、帰国者・接触者相談センターの体制を強化したうえで、帰国者・接触者外来を増設し、専属的な人材を確保するなど外来を早急に受診できる体制を整備すること。
- ・ さらに患者が増加し増設した帰国者・接触者外来での医療提供の限度を超えるおそれがあると判断する都道府県では、厚生労働省に相談の上、必要な感染予防策を講じた上で、一般の医療機関での外来診療を行うこと。
- ・ こうした状況では、感染への不安から安易に医療機関を受診することでかえって感染するリスクを高める可能性があることも踏まえ、症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合に、かかりつけ医等に相談した上で、受診するよう周知すること。

② 厚生労働省は、地方公共団体や関係機関と協力して、オーバーシュートや今後の感染者の大幅な増加を見据え、必要に応じ、法第 31 条に基づく医療等の実施の要請等も念頭におきつつ、以下のように、医療提供体制の確保を進める。

- ・ 例えば、新型コロナウイルス感染症の患者を集約して優先的に受け入れる医療機関の指定など、地域の医療機関の役割分担を行うとともに、結核病床や一般の医療機関の一般病床等の活用も検討し、ピーク時の入院患者を受け入れるために必要な病床を確保すること。

- ・ 医療提供体制を支える医薬品や医療機器、医療資材の製造体制を確保し、必要な医療機関に迅速かつ円滑に提供できる体制を確保するとともに、専門性を有する医療従事者や人工呼吸器等の必要な医療機器・物資・感染防御に必要な資材等を迅速に確保し、適切な感染対策の下での医療提供体制を整備すること。
  - ・ 医療機関は、BCPも踏まえ、必要に応じ、医師の判断により延期が可能と考えられる予定手術や予定入院の延期を検討すること。
  - ・ 地域の診療所など一般の医療機関に勤務している医療従事者の派遣を検討すること。
  - ・ 例えば、重症化しやすい方が来院するがんセンター、透析医療機関及び産科医療機関などは、必要に応じ、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる方への外来診療を原則行わない医療機関として設定すること。
  - ・ 仮設の診療所や病棟の設置、非稼働病床の利用、特定都道府県による法第48条に基づく臨時の医療施設を開設するにあたって、必要な支援を行うこと。
  - ・ 医療提供体制のひっ迫及びオーバーシュートの発生に備え、都道府県域を越える場合も含めた広域的な患者の受入れ体制を確保すること。
- ③ 厚生労働省は、医療機関及び高齢者施設等における施設内感染を徹底的に防止する観点から、地方公共団体と協力して、以下の事項について周知徹底を行う。
- ・ 医療機関及び高齢者施設等の設置者に対して、従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けるとともに、症状がなくても患者や利用者と接する際にはマスクを着用する、手洗い・手指消毒の徹底、パソコンやエレベーターのボタンなど複数の従事者が共有するものは定期的に消毒する、食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つ、日々の体調を把握して少しでも調子が悪ければ自宅待機するなどの対策に万全を期すこと。
  - ・ 医療機関及び高齢者施設等に対して、面会者からの感染を防ぐため、面会は緊急の場合を除き一時中止すべきこと。

- ・ さらに、患者、利用者からの感染を防ぐため、感染が流行している地域においては、施設での通所サービスなどの一時利用を中止又は制限する、入院患者、利用者の外出、外泊を制限する等の対応を検討すべきであること。
  - ・ 医療機関及び高齢者施設等に対して、入院患者、利用者等について、新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、早急に個室隔離し、保健所の指導の下、感染対策を実施し、標準予防策、接触予防策、飛沫感染予防策を実施すること。
- ④ 政府及び特定都道府県は、特に新型コロナウイルス感染症を疑う患者にPCR検査や入院の受け入れを行う医療機関等に対しては、マスク等の個人防護具を優先的に確保する。
- ⑤ 特定都道府県は、③の周知に協力するとともに、感染者と非感染者の空間を分けるなどを含む感染防御策の更なる徹底などを通して、医療機関及び施設内での感染の拡大に特に注意を払う。また、特に感染が疑われる医療、施設従事者及び入院患者等については、率先してPCR検査等を受けさせるようにする。
- ⑥ 厚生労働省は、この他、適切な医療提供・感染管理の観点で、次の事項に取り組む。
- ・ 関係省庁と協力して、オーバーシュートの発生に備えて、感染症病床等の利用状況について一元的かつ即座に把握可能とする仕組みの構築を進めること。
  - ・ 外来での感染を防ぐため、関係機関と協力して、医療機関の外来において、一般の患者も含め、混雑を生じさせないよう、予約による診療や動線が適切に確保された休日夜間急患センターの施設活用などを推進すること。
  - ・ 妊産婦に対する感染を防止する観点から、医療機関における動線分離等の感染対策の徹底に加え、関係機関と協力して、感染が疑われる妊産婦への早めの相談の呼びかけや、妊娠中の女性労働者に配慮した休みやすい環境整備などの取組を推進すること。
  - ・ 関係機関と協力して、外国人が医療を適切に受けることができるよう、医

療通訳の整備などを、引き続き、強化すること。

- ・ 関係省庁・関係機関とも連携し、有効な治療薬やワクチン等の開発を加速すること。特に、他の治療で使用されている薬剤のうち、効果が期待されるものについて、その効果を検証するための臨床研究・治験等を速やかに実施すること。
- ・ 法令に基づく健康診断及び予防接種については、適切な感染対策の下で実施されるよう、時期や時間等に配慮すること。

⑦ 政府は、上記に関し、地方公共団体等に対する必要な支援を行う。

## (5) 経済・雇用対策

政府は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するとともに、新型コロナウイルス感染症による内外経済や国民生活への影響を注意深く見極めながら、機動的に、必要かつ十分な経済財政政策を躊躇なく行うこととし、日本経済を確かな成長軌道へと戻すための思い切った措置を講じていく。特に、新型コロナウイルスの感染拡大により経済活動が縮小する中で影響を受けているフリーランスを含め、様々な形態で働く方々の雇用や生活を維持するとともに、中小・小規模事業者や個人事業主の方々が継続して事業に取り組めるよう制度を整える。

## (6) その他重要な留意事項

### 1) 人権への配慮等

- ① 政府は、患者・感染者や対策に携わった方々等の人権に配慮した取組を行う。
- ② 政府は、海外から一時帰国した児童生徒等への学校の受け入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。
- ③ 政府及び関係機関は、各種対策を実施する場合には、国民の自由と権利の制限は必要最小限のものとするとともに、女性や障害者などに与える影響を十分配慮して実施するものとする。
- ④ 政府は、新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者が風

評被害を受けないよう、国民への普及啓発等、必要な取組を実施する。

- ⑤ 政府及び地方公共団体は、マスク及び個人防護具、医薬品、医薬部外品、食料品等に係る物価の高騰及び買占め、売り惜しみを未然に回避し又は沈静化するため、必要に応じ、法第 59 条に基づく措置を講じる。
- ⑥ 政府及び地方公共団体は、外出を自粛する方々の心のケアや自宅での DV や虐待の発生防止に取り組むとともに、在宅の一人暮らしの高齢者や障害者などの要援護者に対して、市町村が行う見守り等に対して適切に支援する。

## 2) 物資・資材等の供給

- ① 政府は、国民や地方公共団体の要望に応じ、マスク、個人防護具や消毒薬、食料品等の増産や円滑な供給を関連事業者に要請する。また、政府は、感染防止や医療提供体制の確保のため、マスク、個人防護具、人工呼吸器等に必要な物資を国の責任で確保し、必要に応じ、法第 54 条に基づく緊急輸送の要請や法第 55 条に基づく売渡しの要請等を行う。例えば、マスク等を国で購入し、必要な医療機関や介護施設等に優先配布することや、感染拡大防止策が特に必要と考えられる地域において必要な配布を行う。
- ② 政府は、マスクや消毒薬等の国民が必要とする物資を確保するため、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）第 26 条第 1 項を適用し、マスクの転売行為を禁止するとともに、過剰な在庫を抱えることのないよう消費者や事業者に冷静な対応を呼びかける。また、政府は、繰り返し使用可能な布製マスクの普及を進める。
- ③ 政府は、事態の長期化も念頭に、マスクや抗菌薬の原薬を含む医薬品、医療機器等の医療の維持に必要な資材の安定確保に努めるとともに、国産化の検討を進める。

## 3) 関係機関との連携の推進

- ① 政府は、地方公共団体を含む関係機関等との双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場における状況の把握を

行う。

- ② 政府は、対策の推進にあたっては、地方公共団体、経済団体等の関係者の意見を十分聞きながら進める。
- ③ 地方公共団体は、保健部局のみならず、危機管理部局も含めすべての部局が協力して対策にあたる。
- ④ 政府は、国際的な連携を密にし、WHOや諸外国・地域の対応状況等に関する情報収集に努める。また、日本で得られた知見を積極的にWHO等の関係機関や諸外国・地域と共有し、今後の対策に活かしていくとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受ける国・地域に対する国際社会全体としての対策に貢献する。
- ⑤ 政府は、基礎医学研究及び臨床医学研究、疫学研究を含む社会医学研究等の研究体制に対する支援を通して、新型コロナウイルス感染症への対策の推進を図る。
- ⑥ 特定都道府県は、近隣の特定都道府県が緊急事態宣言後の様々な措置を行うにあたり、その要請に応じ、必要な支援を行う。
- ⑦ 特定都道府県は、緊急事態宣言後の様々な措置を実施するにあたっては、予め政府対策本部と協議し、迅速な情報共有を行う。政府対策本部長は、特定都道府県が適切に緊急事態措置を講じることができるよう、専門家の意見を踏まえつつ、特定都道府県と総合調整を行う。
- ⑧ 緊急事態宣言後の様々な措置を実施した際には、特定都道府県知事及び指定行政機関の長は政府対策本部長に、特定市町村長及び指定地方公共機関の長はその所在する特定都道府県知事に、指定公共機関の長は所管の指定行政機関に、その旨及びその理由を報告する。政府対策本部長は国会に、特定都道府県知事及び指定行政機関の長は政府対策本部長に、報告を受けた事項を報告する。

#### 4) 社会機能の維持

- ① 政府、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、職員における感染を防ぐよう万全を尽くすとともに、万が一職員において感染者又は濃厚接触者が確認された場合にも、職務が遅滞なく行えるように対策を

予め講じる。特に、テレビ会議及びテレワークの活用に努める。

- ② 地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、電気、ガス、水道、公共交通、通信、金融業等の維持を通して、国民生活及び国民経済への影響が最小となるよう公益的事業を継続する。
- ③ 政府は、指定公共機関の公益的事業の継続に支障が生じることがないように、必要な支援を行う。
- ④ 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、国民生活及び国民経済安定のため、事業の継続を図る。
- ⑤ 政府は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、必要に応じ、国民への周知を図る。
- ⑥ 政府は、空港、港湾、医療機関等におけるトラブルなどを防止するため、必要に応じ、警戒警備を実施する。
- ⑦ 警察は、混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。

#### 5) 緊急事態宣言後の取組

政府は、緊急事態宣言を行った後にも、特定都道府県や基本的対処方針等諮問委員会等との定期的な情報交換を通じ、感染状況の変化、施策の実施状況等を定期的に分析・評価し、特に期間終期（5月6日）までの間に適切に評価を行う。その上で、必要に応じて、国民や関係者へ情報発信を行う。また、緊急事態解除宣言を行った後にも、引き続き、警戒を行い、国内外の感染状況を分析し、それまでの知見に基づき、より有効な対策を実施する。

#### 6) その他

- ① 政府は、必要に応じ、他法令に基づく対応についても、講ずることとする。
- ② 今後の状況が、緊急事態宣言の要件等に該当するか否かについては、海外での感染者の発生状況とともに、感染経路の不明な患者やクラスターの発生状況等の国内での感染拡大及び医療提供体制のひっ迫の状況を踏まえて、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼ

すおそれがあるか否かについて、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断することとする。

- ③ 政府は、基本的対処方針を変更し、又は、緊急事態の継続若しくは終了するにあたっては、新たな科学的知見、感染状況、施策の実行状況等を考慮した上で、基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で臨機応変に対応する。

(別添)緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

以下事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

### 1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、すべての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

### 2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。

### 3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。
- ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
  - ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
  - ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
  - ④ 食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
  - ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
  - ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
  - ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
  - ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
  - ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
  - ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

#### 4. 社会の安定の維持

・社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。

- ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
- ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等）
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦ 育児サービス（託児所等）

#### 5. その他

・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場など）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。

(案)

新型コロナウイルス感染症に係る市主催等イベント中止等  
及び市有施設の休館に関する指針（4月17日改正）

1 これまでの経緯と現状認識

新型コロナウイルス感染症の蔓延を防止するため、郡山市においては2月20日、この指針を定め、3度の見直しを経て、5月10日までの市主催等のイベントや市有施設の休館について対処してきた。

新型コロナウイルス感染症患者数は、国が4月7日に、東京都などの7都府県を対象に改正新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を発令したのちにも増え続け、4月16日には国内の感染者数は1万人を超えた。

このことから、国は「大型連休中の人の移動を最小化」するため、4月7日に、7都府県に対して発令した同法に基づく緊急事態宣言を、4月16日には全ての都道府県を対象として発令した。

福島県知事も、同日、県民に向けて発したメッセージにおいて「感染の拡大が全国で続いている厳しい状況の中、大型連休期間中の人の移動を最小にすることが急務である」と発言している。

これらを踏まえ、本市においても感染拡大防止を図るため、大型連休中の「人の移動を最小化」し、「感染経路を断つ」ため、イベント及び市有施設の休館を次のとおりとする。

2 市主催等イベントの考え方

令和2年5月10日までのイベント等は、すべて中止又は延期とする。

3 市有施設の休館について

令和2年5月10日まで市有施設は、市民生活に直接影響のある行政機能を有する施設等を除き、原則としてすべて休館とする。

4 指針の適用期間

この指針の適用期間は、令和2年5月10日までとする。

5 指針の改正について

この指針は、同感染症の発生動向及び福島県の方針を踏まえ随時改正する。

6 附 則

この指針は、令和2年2月20日から施行する。

この指針は、令和2年2月25日から施行する。

この指針は、令和2年3月24日から施行する。

この指針は、令和2年4月6日から施行する。

この指針は、令和2年4月17日から施行する。

# 郡山市立学校新型コロナウイルス対策 対応マニュアル(第2版)

郡山市教育委員会

(令和2年4月17日現在)

## < 目 次 >

1	児童生徒及び教職員の検温の徹底	P.1
(1)	市立学校における新型コロナウイルスへの対応方針（児童生徒用）	P.2
(2)	市立学校における新型コロナウイルスへの対応方針（教職員用）	P.3
(3)	「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う登校前の検温のお願いについて」（保護者宛）	P.4
(4)	健康観察記録表	P.5
	<b>【更新】</b>	
2	「3つの条件」の回避の徹底	P.6
3-1	児童生徒及び教職員が確定患者となった場合の対応	P.8
	<b>【更新】</b>	
	＜児童生徒・教職員が確定患者となった場合のフローチャート＞ 臨時休業になった場合の保護者への周知について	
	<b>【更新】</b>	
3-2	児童生徒及び教職員が濃厚接触者になった場合の対応	
	＜教職員の休暇等のフローチャート＞	
	<b>【更新】児童生徒の出席停止について</b>	
	<b>【濃厚接触者の定義】</b>	P.10
4	来校者への対応	
5	学校の消毒方法（新型コロナウイルス感染予防）	
	<b>【更新】</b>	
6	学習指導に関する対応	
7	学校医・薬剤師との連携	P.11
8	海外から帰国した児童生徒等への対応	
9	いじめ防止の徹底	
10	学校再開後の児童生徒の心のケアについて	P.12
11	休業中からの学校再開に向けた不登校対策	
	<b>【更新】</b>	
12	部活動等の実施について	P.13
	<b>【今後に向けて現在検討中の事項】</b>	
	◇今後臨時休業になった場合に向けての対応について	
	<b>【資料】</b>	
	<b>【更新】</b>	
	「郡山市立学校における新型コロナウイルス感染症対策に対応した部活動等実施時の留意事項」	P.14
	<b>【更新】</b>	
	「郡山市スポーツ少年団活動中止について」	P.16
	<b>【更新】</b>	
	「新型コロナウイルス感染症に係る市主催イベント中止等及び市有施設の休館に関する指針（4月6日改正）」	P.17
	「学校施設の消毒方法（新型コロナウイルス感染予防）」	P.20
	「学校や家庭生活での悩み相談窓口」	P.22
	「ネット依存対応資料」	P.23
	「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」 《チェックリスト》	P.25
	「来校者のみなさまへ」	P.26
	<b>【更新】「プリーツマスクの作り方」</b>	P.27

## 1 児童生徒及び教職員の検温の徹底

(1) 市立学校における新型コロナウイルスへの対応方針(児童生徒用)

※ P.2 参照

(2) 市立学校における新型コロナウイルスへの対応方針(教職員用)

※ P.3 参照

感染拡大防止には、感染者及び感染の疑いのある者との接触を断つことが最大の防止策である。

## 家庭において、登校前に検温を実施

発熱 かつ せき症状  
なし

登 校

登校後に発熱

早 退

発熱 または せき症状  
あり

欠席（出席停止）  
【医療機関受診】

体調改善  
確認後

登 校

4日間  
症状継続

帰国者・接触者  
相談センターへ

自宅での検温不可  
または  
検温備忘

保健室等で検温

発熱  
かつ せき症状  
なし

教室へ

発熱  
または せき症状  
あり

早 退

## 家庭において、出勤前に検温を実施

発熱 かつ せき症状  
なし

出勤

出勤後に発熱

早退

発熱 または せき症状  
あり

欠席（年休）  
【医療機関受診】

体調改善  
確認後

出勤

4日間  
症状継続

帰国者・接触者  
相談センターへ

検温備忘

保健室等で検温

発熱  
かつ せき症状  
なし

職員室へ

発熱  
または せき症状  
あり

早退

### (3) 保護者宛文書

令和2年4月●日

保護者様

郡山市教育委員会  
郡山市立●●●学校

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う登校前の検温のお願いについて

日頃より、本市の教育活動に対しまして、御理解、御協力をいただき感謝申し上げます。  
さて、標題の件につきまして、学校における児童生徒の感染を防ぐため、下記の通り対応をお願いすることにいたしました。

つきましては、保護者の皆様の御理解、御協力をいただきますようお願いいたします。

#### 記

- 1 登校する前に、御家庭でお子様の検温をしていただきますようお願いいたします。検温の際には、別紙健康観察記録表をご活用ください。登校後、学級担任に提出させていただきます。
- 2 発熱またはせき等の症状がある場合には、自宅で休養させるようお願いいたします。  
なお、欠席した場合でも、出席停止として扱い、欠席の扱いにはなりません。

#### 【登校前の検温に関する対応】



(担当：教頭 ●●●● 電話 ●●●-●●●●)

(4) 健康観察記録表

月

健康観察記録表

別添

郡山市立	学校	年 組 番	氏 名		
		登校前の体温	呼吸器症状	保護者確認印	
1	日 ( )	℃	有・無		
2	日 ( )	℃	有・無		
3	日 ( )	℃	有・無		
4	日 ( )	℃	有・無		
5	日 ( )	℃	有・無		
6	日 ( )	℃	有・無		
7	日 ( )	℃	有・無		
8	日 ( )	℃	有・無		
9	日 ( )	℃	有・無		
10	日 ( )	℃	有・無		
11	日 ( )	℃	有・無		
12	日 ( )	℃	有・無		
13	日 ( )	℃	有・無		
14	日 ( )	℃	有・無		
15	日 ( )	℃	有・無		
16	日 ( )	℃	有・無		
17	日 ( )	℃	有・無		
18	日 ( )	℃	有・無		
19	日 ( )	℃	有・無		
20	日 ( )	℃	有・無		
21	日 ( )	℃	有・無		
22	日 ( )	℃	有・無		
23	日 ( )	℃	有・無		
24	日 ( )	℃	有・無		
25	日 ( )	℃	有・無		
26	日 ( )	℃	有・無		
27	日 ( )	℃	有・無		
28	日 ( )	℃	有・無		
29	日 ( )	℃	有・無		
30	日 ( )	℃	有・無		
31	日 ( )	℃	有・無		

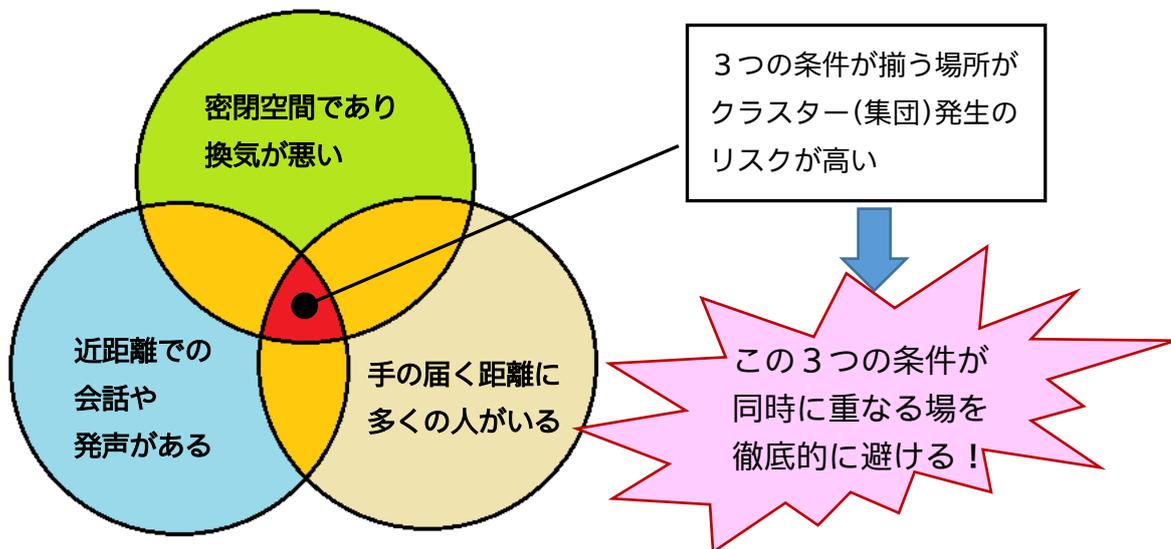
※ 発熱、せき等の呼吸器症状がある場合は、学校を休ませてください。

## 2 「3つの条件」の回避の徹底

(1) 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が3月9日に示した見解

「これまで集団感染が確認された場の共通点」

（ ▲換気の悪い密閉空間であった  
▲多くの人が密集していた  
▲近距離での会話や発声が行われた ） という3つの条件が重なった場所



(2) 専門家会議が3月19日に示した提言では、この『3つの条件が同時に重なる場』を避けるため、

- ① 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底
- ② 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮
- ③ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える など

保健管理や環境衛生を良好に保つような取組を進めていくことが重要」であるとされている。

### 【更新】

(3) 学校での学習活動を行う際の基本的な考え方

「新型コロナウイルス感染症に係る市主催等イベント中止等及び市有施設の休館に関する指針（4月6日改正）」に基づいて活動内容を検討する。

\* P 1 7 参照



## 【更新】

～ 各学校における留意事項 ～

- ① 登校時、休み時間ごと、下校後に5分間の換気を徹底するとともに、授業中も適時換気を行う。
- ② 3つの条件が重なることのないように、学校行事や活動を工夫する。
- ③ できる限り、近距離での会話や大声での発声を控えさせる。
- ④ 近距離での会話や発声等が必要な場面を想定し、飛沫を飛ばさないよう、マスク<sup>\*</sup>を着用する等の指導を行う。

<sup>\*</sup>手作りマスクの作成方法

1 文科省「子供の学び応援サイト」等を参照

## 【更新】

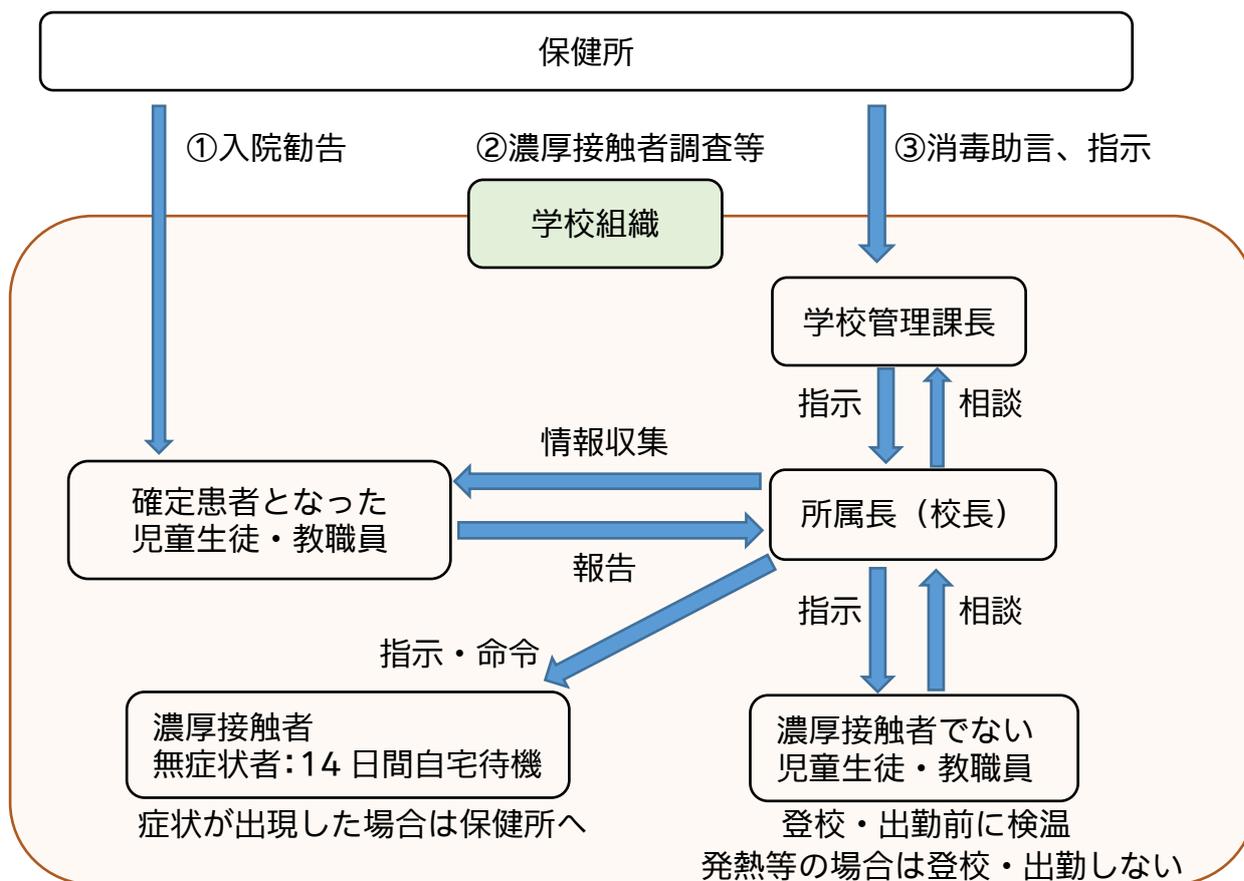
2 学校法人今泉学園今泉専門学校より資料提供 別紙資料P 27を参照  
(詳細は3/31にメールにて発出した資料を参照)

## 【「3つの条件」を回避するための取組例】

- ① 教室の座席をできるだけ離して配置する。
- ② 学校の実態に応じて、できるだけ広い空間を活用して授業を行う。  
(多目的ホールや体育館等)
- ③ 行事や集会は50人以上にならないようにし、なるべく児童生徒の間をあけて実施する。
- ④ 用具や物品の共用をできるだけ避ける。用具や物品を共用した場合は、使用后、児童生徒に手洗いをするように指導する。必要に応じて使用した用具や物品の消毒を行うようにする。(体育用具、タブレットPC等)
- ⑤ 給食前には手洗い、うがいを徹底する。配膳時に並ぶ際は間隔をあける。机を向かい合わせにしない。食事中の会話を控える。
- ⑥ 音楽科の授業で歌を歌う活動や息を吹き入れるような楽器を使用する活動は、年間指導計画の中で指導の順序を入れ替える。時期をずらすのが難しい場合は、広い場所(体育館等)で向かい合わないようにする。
- ⑦ 体育科の授業においては、できる限り屋外で実施する。集合・整列する場合は、児童生徒の間を適度にあける。密集や密接を避けることが、難しい運動については、年間指導計画の中で指導の順序を入れ替える。

### 3-1 児童生徒及び教職員が確定患者となった場合の対応

#### <児童生徒・教職員が確定患者となった場合のフローチャート>



#### 【更新】

※学校をただちに休業とし、消毒作業を実施。休業期間及び授業再開については、保健所と情報交換を行いながら状況に応じて判断する。

※3/30開催の臨時郡山市立学校長会議の中で、臨時休業とした場合「保護者会の実施」という説明をしたが、密集を避けるという観点から、保護者会を開催せず、郡山市及び郡山市保健所からの公表をもとに教育委員会は文書を作成し、各学校から保護者へメール及び電話等により説明する。

※学校の臨時休業の判断については、設置者が

- ・当該感染者の症状の有無
- ・学校内における活動の態様
- ・接触者の多寡
- ・地域における感染拡大の状況
- ・感染経路の明否 等

総合的に考慮し、保健所と十分に相談して臨時休業の判断をする。

#### 【更新】

3-2 児童生徒及び教職員が濃厚接触者になった場合の対応  
→ 濃厚接触者は14日間の自宅待機とする。

## <教職員の休暇等のフローチャート>

1 教職員が発熱等の場合 (かかりつけ医での受診)	<対応> 年次休暇	※本人が出勤したい旨の申し出があったが、校長は出勤しないよう要請した場合 → 職務に専念する義務の免除
------------------------------	--------------	--



- ① 風邪の症状や発熱が4日以上続いた場合
- ② 強いだるさや息苦しさがある場合
- ③ 上記の症状が2日程度続き、以下に該当する場合
  - ・糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方や透析を受けている方
  - ・免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方



※校長は学校管理課長へ報告

2 帰国者・接触者相談センターに相談した場合（924-2163 地域保健課）	<対応> これまでの休暇はすべて特別休暇 陽性になった場合、引き続き特別休暇
--	--

## <児童生徒の出席停止について>

- ・当該児童生徒等について、学校保健安全法第19条に基づく出席停止
- ・他の児童生徒等について、濃厚接触者にあたりと特定された場合、同条に基づく出席停止

### 学校保健安全法 第19条

校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

### 【更新】

新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&A（令和2年4月6日時点）

（問6）感染経路が分からない患者が増えている地域にあり、保護者から学校を休ませたいと相談されたが、どうしたらよいか

例えば、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしない場合もありうると考えられます。

→感染の不安により学校を欠席した場合は、出席停止とすることができる。

## 【濃厚接触者の定義】

患者が症状発現した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当し**保健所長が指定する者**

- (1) 新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- (2) 適切な感染防護なしに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者
- (3) 新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌若しくは体液等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者
- (4) その他：手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で、必要な感染予防策なしで「患者（確定例）」と接触があった者（患者の症状などから患者の感染症を総合的に判断する。）

<参考・・・国立感染症研究所 感染症疫学センター R2. 2. 27 版>

## 4 来校者への対応

児童生徒、教職員が感染予防に取り組む中、来校者からの感染を防ぐことが重要であることから、

- (1) 玄関に新型コロナウイルス感染症対策の表示（学校管理課で作成）を掲示する。
  - (2) 玄関に手指消毒液を設置する。
  - (3) 来校者名簿への記入を確認する。
  - (4) 移動範囲を必要最小限とし、その動向を把握する。
- ※ 来校予定の業者等に対し、検温および健康状態の確認を依頼する。

## 5 学校施設の消毒方法（新型コロナウイルス感染予防）

※ 別紙資料（市保健所作成）参照

## 【更新】

## 6 学習指導に関する対応

- (1) **令和2年3月の臨時休業については**、児童生徒が授業を十分に受けることができなかったことによって、学習に著しい遅れが生じることがないように、また、保護者への説明責任を果たすために計画的に補充学習を進める。

①令和元年度の各学級、各教科の学習進度を把握し、前年度の学習状況を次年度の担当者に確実に引き継ぐ。進学する児童生徒については、教科書や教材の扱っていない箇所を伝えるなど、進学先の学校との連携を十分に行う。

※ 現小学1～5年生および中学1～2年生は進級後、

現小学6年生は中学校入学後、それぞれ、年度当初に補充学習を実施。

※ 各校で出した休業期間中の課題の取組状況をもとに、児童生徒一人一人の状況をしっかりと把握し、個別の対応ができるように。

※ 特に、令和元年度小学校6年生については、各中学校区における小中連携を一層深め、十分に受けられなかった授業内容は何か、宿題として何が課されていたのか等を確認すること。

※ 転出者については転入先と、転入者については在籍していた学校と情報交換し、できる限り学習状況の把握に努め、必要な対応を講じること。

②各学校の実態に応じた具体的な補充計画を立て、児童生徒及び保護者に示すようにする。なお、補充を実施する際、児童生徒及び教職員にとって負担過重にならないよう配慮する。

(2) 小学校においては45分授業を40分間に、中学校においては50分授業を45分に短縮して授業を実施している期間においては、短縮することにより児童生徒の理解が不十分にならないよう、指導内容の明確化や学習活動の精選を図った授業実践に努めるとともに家庭学習を適切に課すなどの工夫をする。

(3) 様々な理由により欠席が続いている児童生徒について、学習内容に遅れが出ないように配慮すること。

※ 授業で使用したワークシートや家庭学習で活用できるプリント等、学習課題を適切に課す。

※ 1日のスケジュール表を作成させるなど、規則正しい生活を送ることができるようになる。

※ 家庭との連絡をこまめにとり、家庭での学習や生活の状況を把握する。

## 7 学校医・薬剤師との連携

※ 保健管理・環境衛生を良好に保つための取組を進めるため、学校医・薬剤師からの助言等を受ける。

## 8 海外から帰国した児童生徒等への対応

(1) 児童生徒について

帰国した日の過去14日以内に「検疫強化対象地域」に当該地域が検疫強化対象国として追加された日以降の滞在歴がある児童生徒等又は帰国した日の過去14日間以内に「入管法に基づく入国制限対象地域」に滞在歴のある児童生徒等は、政府の要請に基づく2週間の自宅等での待機を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させて構わない。なお、検疫強化対象地域等は今後変更があり得るので最新の情報に注意する。

それ以外の国についても、帰国後2週間は登校しないよう要請する。(出席停止扱い)

(2) 保護者や同居の家族が海外から帰国した児童生徒への対応について

帰国した保護者や同居の家族には、検疫所の指示のもとに2週間健康観察をしていただくとともに、児童生徒についても、朝夕の検温を行うなどこまめな健康管理をお願いする。

## 9 いじめ防止の徹底

【感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について】

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、このような偏見や差別が生じないようにすること。

## 10 学校再開後の児童生徒の心のケアについて

現在、児童生徒及び保護者は、新型コロナウイルス感染はもとより、それに起因するいじめや偏見、学校再開後の学習や人間関係、生活の乱れ等への不安やストレスを抱えている。

学校は、それらの児童生徒の心のケアに努めるため、日常観察や聞き取りを行い状況を把握し、保護者との連絡を密に図り、積極的にスクールカウンセラー等によるカウンセリングを実施するとともに、養護教諭によるサポートと、総合教育支援センターや医療機関と連携した組織的な対応をする必要がある。

<心のケアの流れ>

- (1) 担任や養護教諭による児童生徒の観察や本人からの困り感の聞き取り
- (2) 担任から管理職、SC 担当教員への報告・相談
- (3) SC によるカウンセリングの日程調整
- (4) SC によるカウンセリング（児童生徒の困り感に対する相談やアドバイス）
- (5) SC から管理職や担任への情報提供
- (6) 校内生徒指導委員会等での情報共有、チーム対応
- (7) 必要に応じて、総合教育支援センターや医療機関をはじめとする専門機関との連携

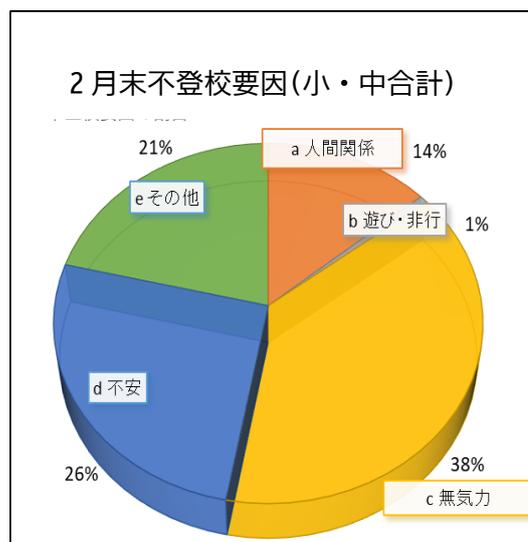
## 11 休業中からの学校再開に向けた不登校対策

長期休業後の新年度に心配されるのが、「ネット依存やゲーム障がい」に起因する不登校児童生徒の増加である。2月末時点での各校からの聞き取りによると、小学生 25 名、中学生 53 名、計 78 名が、ネット依存やゲーム障がいの疑いで不登校となっている状況である。

「昼夜逆転の生活」や「SNSによる睡眠不足により朝起きられない」、「体調不良等の健康被害」、「友達や先輩とのネットトラブル」、「家族への暴言暴力（家庭内暴力）」等、様々な課題や障がい報告されている。

休業中は、特に不登校児童生徒に限らず、多くの子どもたちが、家の中に閉じこもり、テレビやパソコン、タブレット、スマートフォン等を利用して余暇を過ごしていることが予想される。

新年度の学校再開後、「友達と再会する不安」、「無気力」、「ウイルス感染を恐れて登校できない（させない）」等に加え、「ネット依存による不登校」が増加することが懸念される。ウイルス感染に関する不安への心のケアと併せ、ネット依存の恐ろしさについて、児童生徒はもとより保護者への注意喚起の資料の配付等、その恐ろしさについて啓発や働きかけを行っていく必要がある。



## 【更新】

### 12 部活動等の実施について

※ 別紙資料 P14 参照

「郡山市立学校における新型コロナウイルス感染症対策に対応した部活動等実施時の留意事項」（令和2年4月2日現在 学校管理課）

※ 別紙資料 P16 参照

「郡山市スポーツ少年団活動中止について」（令和2年4月10日 郡山市スポーツ少年団本部長）

### 【今後に向けて現在検討中の事項】

#### ◇今後臨時休業になった場合に向けての対応について

##### 〈例〉

##### ○家庭学習への支援策

・計画的な自主学習（教科書・プリント・学習支援コンテンツの活用） など

##### ○家庭生活への支援策

・規則正しい生活習慣の指導 ・検温、体調の記録の継続 など

##### ○保護者との連携方法

・家庭での学習や生活の様子の把握 ・メール等での情報提供 など

### 郡山市立学校における新型コロナウイルス感染症対策に対応した部活動等実施時の留意事項（令和2年4月2日現在）

学校管理課

#### 1 部活動等の再開について

4月6日の学校再開と同時に部活動等も実施することができるものとする。実施する場合は、部活動等実施時の留意事項について保護者に理解いただくとともに、参加については保護者や本人の意向を十分に尊重する。

また、児童生徒及び教職員の健康・安全を十分に確保するため、国の専門家会議で示されている3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人々が密集、近距離での会話や発声）が重ならないよう、活動場所、活動内容、活動人数に応じた実施内容や方法を工夫するとともに、感染防止の観点から、活動時間を短縮するなど、練習内容にメリハリをつけ、効率的に練習するなどの工夫をする。

なお、学校において児童生徒、教職員、保護者等が確定患者となった場合には、感染拡大防止等の観点から、状況に応じて部活動等を中止することもある。

#### 2 部活動等実施時の留意事項

- (1) 健康観察を確実にを行い、体調が思わしくないときは、部活動等への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。
- (2) 児童生徒に手洗いや手指消毒、咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させること。
- (3) 運動部活動においては、運動不足となっている児童生徒もいると考えられることから、十分な準備運動を行うとともに、身体に過度な負担のかかる運動を避けるなど、児童生徒の怪我防止には十分に留意すること。
- (4) 大人数の児童生徒が一度に集まり密集しないよう、練習内容を工夫・精選すること。
  - ① 運動部活動では、可能な限り接触しないような練習をする。
  - ② 文化部活動では、近距離での会話や発声を控えるとともに、パートごとに分かれた少人数の練習にするなど、お互いに十分な間隔を取って練習する。
  - ③ できるだけ短時間の活動となるよう、練習内容にメリハリをつけ、効率的に練習するなどの工夫をする。
- (5) 部活動等で使用する用具は、使用前に消毒を行うとともに児童生徒間で不必要に使い回しをさせないこと。

- (6) タオルや水筒等については個人持ちとして、共用しないよう指導すること。
- (7) 体育館や教室など屋内で実施する部活動等については、その場所のドアを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）など、感染拡大防止のための防護措置等を実施すること。また、部室は、クラスターの発生条件と重なることから、使用制限を行うなど十分に配慮すること。

### 3 大会や対外試合、コンクール等への参加について

- (1) 教育委員会においては、令和2年3月20日付け文部科学省事務連絡「各種スポーツイベントの開催に関する考え方について」及び「各種文化イベントの開催に関する考え方について」の趣旨を踏まえ、郡山市体育協会等に対して、児童生徒の各種大会の開催について当面は慎重に対応するよう要請している。
- (2) 学校においては、新型コロナウイルス感染症が収束していない状況を考え、大会や対外試合、コンクール等への参加は控えること。参加を考える場合は、感染拡大防止等の観点及び児童生徒や保護者の意向を十分に踏まえ、部活動等本来の意義や目的及び児童生徒の健康・安全の確保に照らし、必要性を判断すること。
- (3) 大会や対外試合、コンクール等への参加については、部活動等を担当する教職員のみで判断するのではなく、学校として責任を持って参加の必要性を判断するとともに、仮に参加する場合は、学校として責任を持って児童生徒及び教職員の感染防止対策を講じることが必要である。

### 4 その他

- (1) 管理職においては、新型コロナウイルス感染症対策に対応することにより、従来よりもきめ細かい部活動等の管理が教職員に求められることを十分に考慮し、「郡山市立学校部活動等の在り方に関する指針」に沿った部活動等の運営により、部活動等が教職員の過度な負担とならないよう十分に配慮すること。
- (2) 令和2年3月26日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ & Aの送付について（3月26日時点）」及び令和2年3月24日付け福島県教育委員会元教健第1009号「学校における教育活動の再開について（依頼）」別紙「市町村立学校における学校再開に伴う留意事項について」も、本市における留意事項と併せて参考にすること。

更新

令和2年4月10日

各単位団代表者 様

郡山市スポーツ少年団  
本部長 佐久間 俊男  
(公印省略)

郡山市スポーツ少年団活動中止について (通知)

春暖の候 各位におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

早速ですが、「新型コロナウイルス」の感染拡大により活動の自粛・中止を続行してまいりました。4月6日より小・中学校の授業再開されましたが、「安倍総理大臣の緊急事態宣言のとおり」感染拡大がますます増大しておる状況です。終息ではありません。緊急事態宣言の中では、今後の感染者の増大を考慮して、一人一人が自覚をもち、我々の行動を変えること。また人と人との接触機会を極力8割削減することを要請されています。そのためスポーツ少年団活動も、当面中止の続行をお願いします。中止の期間は、ゴールデンウィークが終わる5月6日までとしますが、感染拡大の状況によっては、中止期間を延長することもありますので御承知ください。

「厳 重 注 意」

- ◎ 団員の感染者が一人でも出ると、少年団活動はもちろん、郡山市スポーツ少年団全体を休止せざるを得なくなるうえ学校も休校となってしまいます。各自危機感を持ち対応をお願いします。
- ◎ これまでの活動の自粛期間中、活動を行っていてよいのかとの声が寄せられました。各単位団におかれては感染拡大が続いている現状を御理解いただき、特に子供たちの安全確保のため、この通知の趣旨について単位団内で、十分に周知いただくようお願いします。
- ◎ 少年団名以外での申請により、小・中学生のいる活動・すべての少年団活動を中止してください。  
無断活動して、感染者が出た場合は、自己責任となることを申し添えます。軽率な行動は、しないようお願いします。

郡山市スポーツ少年団事務局 渡辺 征子 TEL 024-947-6400

## 新型コロナウイルス感染症に係る市主催等イベント中止等 及び市有施設の休館に関する指針（4月6日改正）

### 1 これまでの経緯と現状認識

新型コロナウイルス感染症の蔓延を防止するため、郡山市においては2月20日、この指針を定め、2度の見直しを経て、5月10日までの市主催等のイベントや市有施設の休館について対処してきた。

新型コロナウイルス感染症患者については、全国的に都市部を中心に感染者が急増していること、県内においても4月4日までの1週間で、感染者が2例から14例に急増したこと、郡山市においても4月4日に2例目の患者発生があったところである。

これらを踏まえ、4月1日に新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発出した、「新型コロナウイルス感染症対策の状況・提言」において、地域ごとの対応に関する基本的な考え方として規定した地域区分の『感染確認地域』に位置づけ、その「想定される対応」に基づき、以下のとおり、今後の対策を進める必要がある。

### 2 イベントの考え方

#### (1) 屋外で実施されるイベント

密集、密接状態をつくり出さないための必要な予防対策を講じた上で、原則として、実施とする。ただし、屋外で実施されるイベントであっても、県外から多数の参加者が見込まれるイベントについては、市中感染が発生している地域からウイルスが持ち込まれるおそれがあるため、原則として中止、延期とする。また、主たるイベントが屋外で実施されるイベントであっても、「クラスター3条件」に該当し、関連行事が行われるイベントについては、原則として中止、延期とする。

#### (2) 屋内（室内）で実施されるイベント

「クラスター3条件」を満たす屋内（室内）で実施されるイベントについては、原則として中止とする。

「クラスター3条件」を満たさない屋内（室内）で実施されるイベントについては、参加人数が50人未満の場合、開催できる。参加者が50人以上であっても、会場面積が一人当たり4平方メートル以上、または座席の間隔を前後左右一人置きに確保するとともに、主催者がイベントの様態からクラスター発生のリスクを評価し、必要な予防措置を講ずることを条件に実施できる。

なお、屋内（室内）イベントの実施に際しては、後日参加者から患者が発生した場合、保健所が行うクラスター発生対策を適切に実施できるよう、主催者は、全参加者の氏名、住所と連絡先を把握するよう努めるものとする。

### 3 市有施設の休館について

市有施設については、施設利用の様態が、「クラスター3条件」を満たすか否かを総合

的に評価し休館の判断を行う。また、開館する場合にあっても、市有施設を利用して実施されるイベントが、50人以上の集会等、または「クラスター3条件」を満たす場合には、利用を認めないことがある。

#### 4 イベント開催上の留意点

イベント等を開催し、又は市有施設を開館する場合は次のことに留意する。

##### (1) 事前の周知

当日を含め、イベント参加時や市有施設利用時の過去2週間以内に発熱（受診や服薬等により解熱している状態を含む）、呼吸器症状（せき、くしゃみ等）がある方や具合の悪い方、感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方のイベント等への参加又は施設の利用をご遠慮いただくことを周知する。

##### (2) 開催時等の対応

- ① 会場や施設の入り口に手指消毒の資材等を配置する。
- ② 多くの方が触れる場所（ドアノブなど）をこまめに消毒する。
- ③ マイクロ飛沫感染も考えられることから換気が悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転及び定期的に外気を取り入れる換気を行う。運動施設においても、密室になるような更衣室等の換気に十分留意する。
- ④ 手の届く範囲に人を密集させないよう、会場等に入る定員をいつもより少なくし、入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する。
- ⑤ 会場内において利用者同士が手の届く範囲に長時間集まらないよう周知する。
- ⑥ 対面で長時間会話をしない、又は大きな発声をしないよう周知する。
- ⑦ イベント等の参加者や施設利用者（以下「参加者等」という。）に対して咳エチケットを励行すること等の注意事項を周知する。

##### (3) 主催者等によるフォロー

主催者又は施設管理者は参加者等に感染症対策の注意喚起や保健所へ相談する場合等について記載したチラシを配布、周知する。

#### 5 花見の期間やゴールデンウィークの市民への協力要請

花見の期間やゴールデンウィークにおける本市で管理する公園等の利用は、次の基準により市民へ協力を要請する。

- (1) 公園等内の開放空間における花見などの利用は可能とする。
- (2) 開放空間であっても密集して過ごすような空間、例えばレジャーシートやレジャーテーブル・椅子等を使用しての飲食、歓談については自粛いただく。
- (3) 過去2週間以内に発熱（受診や服薬等により解熱している状態を含む）やせき、くしゃみなどの呼吸器症状のある方や具合の悪い方、感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方の公園等の利用は控えていただく。

#### 6 指針の適用期間

この指針の適用期間は、令和2年5月10日までとする。

## 7 指針の改正について

この指針は、同感染症の発生動向を踏まえ随時改正する。

## 8 附 則

この指針は、令和2年2月20日から施行する。

この指針は、令和2年2月25日から施行する。

この指針は、令和2年3月24日から施行する。

この指針は、令和2年4月6日から施行する。

(注) クラスター：新型コロナウイルス感染者の小規模集団のこと。

マイクロ飛沫：5マイクロメートル未満の飛沫や空気中に含まれている霧のような微粒子であるエアロゾルが地上に落下せずウイルスを含んだままふわふわと空中を漂うこともある。(このことを踏まえイベントや施設利用にあたって十分な警戒を行い感染対策に最善を尽くすために重要な換気をお願いするもの。)

(注) 「想定される対応」とは、次のとおりである。

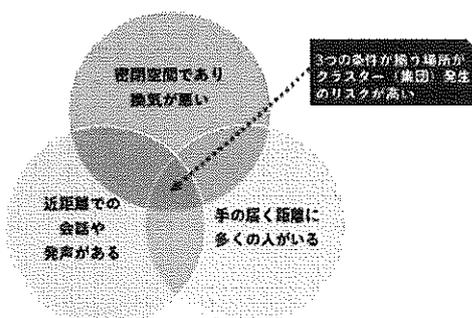
- ・人の集まるイベントや「3つの密」を徹底的に回避する対策をしたうえで、感染拡大のリスクの低い活動については、実施する。
- ・具体的には、屋内で50名以上が集まる集会・イベントへの参加は控えること
- ・また、一定程度に収まっているように見えても、感染拡大の兆しが見られた場合には、感染拡大のリスクの低い活動も含めて対応を更に検討していくことが求められる (以上、同提言8頁原文のまま)

### 集団感染のリスクへの対応

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が3月9日に示した見解によれば、これまで集団感染が確認された場に共通するのは、

- ・換気の悪い密閉空間であった
- ・多くの人が密集していた
- ・近距離での会話や発声が行われた

という3つの条件が重なった場である。こうした場ではより多くの人が感染していたと考えられているため、この3つの条件が同時に重なる場を徹底的に避けることが重要である(図参照)。



(出典：令和2年3月24日 文部科学事務次官通知)

# 学校施設の消毒方法（新型コロナウイルス感染予防）

児童・生徒・先生等がよく触れる場所を「0.05%次亜塩素酸ナトリウムによる拭き取り」で消毒します

## 〈用意するもの〉

- ・次亜塩素酸ナトリウム（ピューラックス、家庭用漂白剤等）
- ・使い捨てタオル
- ・マスク
- ・使い捨てゴム手袋
- ・ゴミ袋
- ・バケツ
- ・メスシリンダー（無ければ空の2リットルのペットボトルを洗浄したもの）
- ・漏斗

## 〈消毒作業用の装備〉

サージカルマスク、使い捨てゴム手袋

## 〈消毒薬の調整、使用方法〉

原液が5%の場合、100倍に希釈

- ①蓋つきのメスシリンダー（2リットルが測れるのもの）に水道水を半分くらい入れる
- ②別のメスシリンダーで20ミリリットル測り、①の蓋つきメスシリンダーに漏斗で入れる
- ③蓋つきのメスシリンダーに2リットルまで水道水を入れ、蓋をして混ぜる
- ④これをバケツに移して使用する
- ⑤使い捨てタオルに調整した液を染みこませてふき取りを行う  
消毒作業は、きれいな場所→あまりきれいではない場所→汚れている場所 の順で行う  
(金属等で腐食・変色等の恐れのあるものは10分程度置いたら水拭きを行う)
- ⑥使い終わった使い捨てタオルはゴミ袋に入れ、通常のゴミとして廃棄

(簡易的な調整方法)

- ①空の2リットルのペットボトルに水道水を半分位まで入れる
- ②そこに漏斗で、次亜塩素酸ナトリウムをペットボトル蓋（約5ミリリットル）で4杯入れる
- ③最後に水道水を加えて2リットルにし、蓋をして混ぜる
- ④これをバケツに移して使用する → 以後同じ

## 〈消毒する場所〉

生徒、先生等がよく触れる場所

- 教室、廊下、昇降口 → 机、いす、ドアノブ、窓の取手、照明等スイッチ、手すり、ロッカー、黒板消し など
- 水飲み場 → 蛇口、シンク
- トイレ → 便座、流水レバー（床、便器はそれぞれ専用モップ、ブラシで実施）

※感染患者が使用した病室の消毒であっても、天井、壁、床は喀痰などの付着がない限り消毒不要です  
(平成15年7月14日付 健発第0714006号 厚生労働省健康局長通知より)

## 〈注意事項〉

- ・消毒の際は、十分に換気してください
- ・次亜塩素酸ナトリウムは、目に入ると失明の恐れがあります
- ・次亜塩素酸ナトリウムは、材質によって腐食・脱色・変色する恐れがあります
- ・次亜塩素酸ナトリウムは、酸性のものと混ぜると有毒ガスが発生するので絶対混ぜないでください
- ・ペットボトルで作成した場合、誤飲防止に注意してください（消毒薬であることをボトルに明記する等）
- ・希釈したものは時間とともに濃度が下がっていくため作り置きをしない
- ・スプレーボトル等で噴霧しないでください

<作業概要（簡易調整）>



①マスク、手袋を付ける



②家庭用漂白剤（通常濃度5～6%）



③ペットボトルに水を半分位入れる



④漂白剤をペットボトルの蓋に4杯



⑤漏斗でペットボトルに入れる



⑥水を入れ2Lにし、蓋をし混ぜる



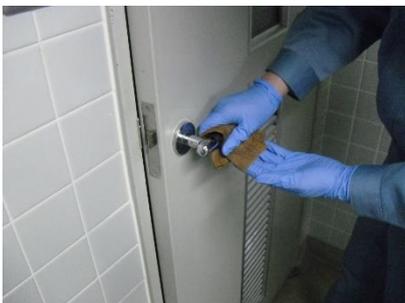
⑦バケツにあける



⑧使い捨てタオルを浸す



⑨余分な水分を絞る



⑩該当箇所をふき取る



⑩該当箇所をふき取る

# ● 学校や家庭生活での悩み相談窓口 ●

相談先機関・窓口		内容	電話番号	相談受付時間
こども家庭相談センター 郡山市ニコニコこども館内		教育・子育て全般の相談	924-3341	ニコニコこども館開館日 8:30~18:00
郡山市教育委員会 総合教育支援センター		特別支援教育、不登校 などの学校生活の相談	924-2541	ニコニコこども館開館日 8:30~18:00
郡山市教育委員会 学校教育推進課		学校生活全般の相談	924-2431	平日 8:30~17:15
市いじめ法律相談ホットライン (協力：福島県弁護士会郡山支部)		郡山市内小・中学生の いじめ相談	935-0080	毎月第2水曜日 15:00~17:00
福島県 県中児童相談所		虐待、18歳未満の児童に 関する相談	935-0611	平日 8:30~17:15
ふくしま24時間 子どもSOS		いじめ相談	0120 916-024	無休 24時間受付
福島県 教育センター ダイヤルSOS		いじめ問題や不登校、 体罰などの教育相談	0120 453-141	平日 10:00~17:00
福島いのちの電話		家族、健康、人間関係 などの相談	024 536-4343	無休 10:00~22:00 ※毎月第3土曜日は、22:00~ 翌日曜日10:00までも可
福島県弁護士会 子ども相談窓口		家庭や学校の こまりごと全般の相談	024 533-8080	平日 10:00~17:00
郡山警察署生活安全課			922-2800	
郡山北警察署生活安全課			991-0110	
福島県 警察本部	いじめ110番	いじめ相談	0120 795-110	平日 9:00~17:00
	ヤングテレホン	少年問題全般	024 526-1189	
子どもの人権110番 (全国共通ダイヤル)		いじめ・虐待などの相談	0120 007-110	平日 8:30~17:15

《<sup>こま</sup>困ったときは、<sup>はなし</sup>すぐに話をしよう、<sup>そうだん</sup>すぐに相談しよう》

<sup>いえ</sup>家の人や<sup>がっこう</sup>学校の<sup>せんせい</sup>先生、<sup>せんせい</sup>スクールカウンセラーの先生など、

あなたの<sup>そうだん</sup>相談にのってくれる人、<sup>ひと</sup>助けてくれる人が

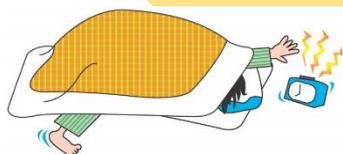
かならず<sup>ちか</sup>近くにいるはずですよ。

<sup>がまん</sup>我慢しないで、<sup>きがる</sup>気軽に<sup>そうだん</sup>相談してください



郡山市教育委員会

遅くまで起きていて翌朝、なかなか起きられない。ZZZzzz( \_ \_ )”



それって「ネット依存」ではありませんか？

## 「ネット依存」って何？

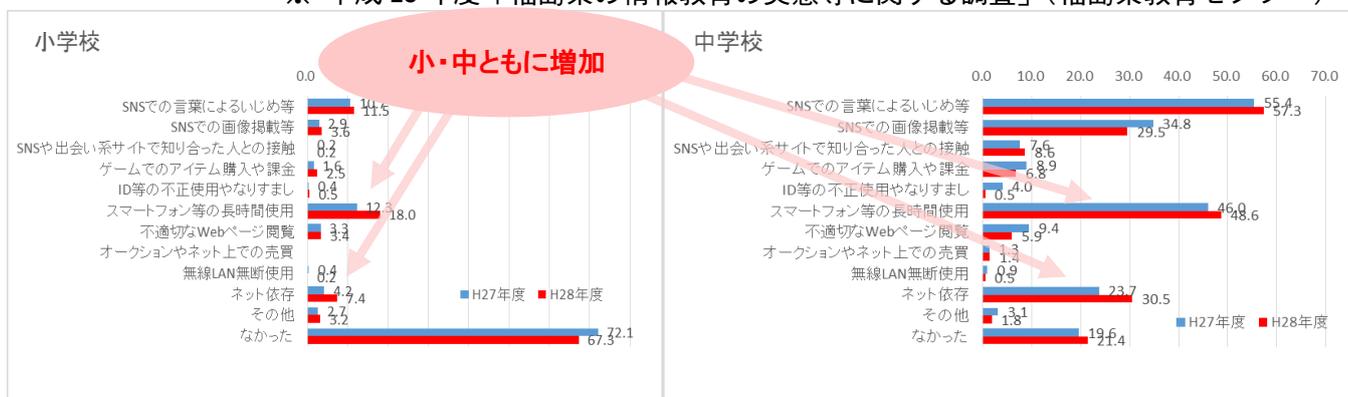
「ネット依存」のきちんとした定義は、まだありません。しかし、実際に、インターネットに過度に没入してしまうあまり、コンピューターや携帯が使用できないと何らかの情緒的苛立ちを感じてしまう人もいます。また、実生活における人間関係を煩わしく感じたり、通常の対人関係や日常生活の心身状態に弊害が生じていたりするにもかかわらず、やめることができない人もいます。

## 「スマートフォン等の長時間利用」はもしかして、「ネット依存」？

### ◇ 県内の小学校、中学校の状況は？

「スマートフォン等の長時間利用」や「ネット依存」は、県内でも多くの小・中学校で問題となっています。スマートフォンやネットゲームの長時間利用も、放っておくと、「ネット依存」に陥ってしまうかもしれません。

<平成 27 年度間に児童生徒がスマートフォン等でのインターネット利用で生じた問題（複数回答可）>  
 ※ 平成 28 年度「福島県の情報教育の実態等に関する調査」（福島県教育センター）



### ◇ もしかしら、「ネット依存」かも？（「久里浜医療センターIAT」より一部抜粋）

【参考】[http://www.kurihama-med.jp/tiar/tiar\\_07.html](http://www.kurihama-med.jp/tiar/tiar_07.html)

#### Q. あてはまる項目はいくつありますか？

- インターネットの使用で、学校の成績が落ちた。
- インターネットをしている間は、いつもよりもいきいきしている。
- インターネットができないと、どんなことが起きているのか気になって他のことができない。
- 「やめなければ」と思いながら、いつもインターネットを続けてしまう。
- インターネットをしたため、翌日、授業中に寝てしまったことがある。
- インターネットをしているとき、思い通りにならないとイライラしてくる。
- インターネットができないと、そわそわと落ち着かなくなる。
- インターネットを始めると、最初に心に決めた時間よりも長時間やり続けてしまう。

☆ 5つ以上当てはまったら、「ネット依存」かもしれません。

◇ 「ネット依存」になるとこんな症状が表れます。

- 身体的健康 … 体力低下、運動不足、栄養の偏り、肥満、視力低下など
- 精神的健康 … 睡眠障害、昼夜逆転、ひきこもり、意欲低下、うつ状態など
- 学業 … 遅刻、欠席、授業中の居眠り、成績の低下など
- 家族・対人関係 … 家庭内暴力、暴言、親子関係の悪化など

ネット依存への対応策

●早期発見・早期介入が必要

- ・ **小さなサインを見落とさない。**（月曜日や長期休業明けの遅刻、居眠り、成績低下など）

●ネット依存は短期間に深刻化、放っておくと深刻化

- ・ **「様子を見ましょう」は事態を深刻化させる。**
- ・ スクリーニングテスト（IAT<sup>※</sup>）を実施し状況を把握する。

●まずは本人から話を聞く

- ・ 本人からネット使用の話をよく聞く。
- ・ **否定しない。**

●要因を探る

- ・ 学校や家庭、現実の日常生活につまずきはないか。
- ・ 発達的あるいは精神的な問題はないか。



※ IAT：インターネット依存度テスト

☆ インターネットを上手に使うためには、インターネットの特性を理解して、自分自身で関わり方をコントロール(管理)できるようになることが大切です。

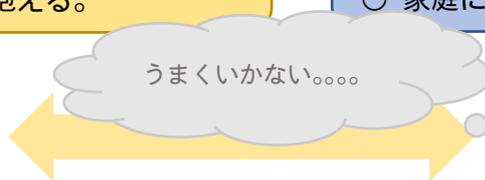
似ている！ 「ネット依存」になりやすい子どもと不登校の要因

「ネット依存」になりやすい子ども

- 学校でうまくいかない。
- 周囲の人や家族とうまくいかない。
- 心や体に問題を抱える。

不登校の要因

- いじめを除く友人関係をめぐる問題 (26.3%)
- 学業不振 (19.8%)
- 家庭に係る状況 (37.7%)



(平成 27 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)

ネットの中ならうまくいく



学校に行きたくない



今後、不登校をきっかけに「ネット依存」になるケース、「ネット依存」をきっかけに不登校なるケースが増えることが懸念されます。

生活習慣の乱れが気になる児童生徒は、もしかしたら「ネット依存」と関わりがあるかもしれません。「ネット依存」は、一度なってしまうと、ひきこもり、昼夜逆転など症状は複雑化して治療も困難です。深刻化する前に、「もしかしたら」と思ったら、子どもの生活習慣を「見える化」してみましょう。

本「チェックリスト」は、「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」に沿った対応状況を各学校で確認する際の参考として作成したものです。

参考

## 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン

### 《チェックリスト》

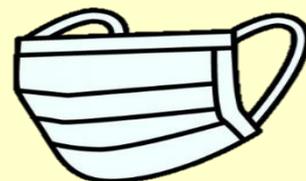
- 児童生徒等及び教職員の毎朝の検温，風邪症状の有無等の確認を行う準備ができていますか？
- 手洗いや咳エチケットの指導を行いましたか？
- 学校医，学校薬剤師等と連携した保健管理体制を整え，清掃などにより環境衛生を良好に保っていますか？
- 抵抗力を高めることが重要であることの指導を行いましたか？
- 3つの条件（換気の悪い密閉空間，人の密集，近距離での会話や発声）が同時に重なる場を避けるため，(1)換気の徹底(2)近距離での会話や発声等の際にマスクの使用等を行うことを教職員の間で確認しましたか？
- 一斉臨時休業に伴う学習の遅れに関する対応策について検討しましたか？
- 入学式や始業式の実施方法を工夫しましたか？
- 部活動の実施にあたり，実施内容や方法を工夫した上で，感染防止のための対応を行いましたか？
- 学校給食の実施にあたり，感染防止のための工夫を行いましたか？
- 放課後児童クラブや放課後等デイサービスのための教室等の活用について検討しましたか？

来校者のみなさまへ



# 感染症対策に ご協力ください

マスクの着用にご協力  
ください。



手指消毒をお願いします。



かぜの症状(発熱やせき等)  
がある場合は、ご遠慮くだ  
さい。



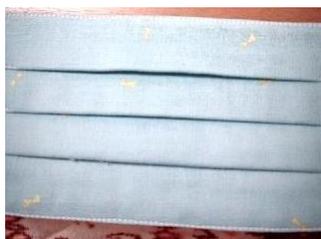
郡山市立

学校

Lサイズ

# プリーツマスクの作り方

出来上がりサイズ Lサイズ  
よこ 16.5 cm × たて 9.0 cm



## 材料

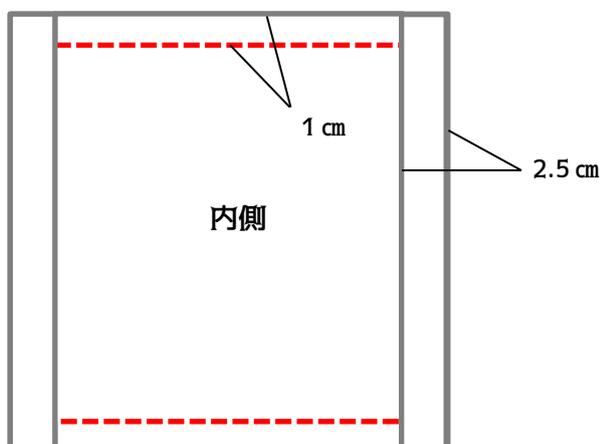
- ・マスク用布 25 cm × 25 cm 2枚
- ・マスク用ゴム 40 cm

## 道具

糸 針 はさみ 定規

1、マスク用布を横 21.5 cm 縦 19 cm (表側) 1枚  
横 16.5 cm 縦 19 cm (内側) 1枚を裁断する。

2、裁断したマスク用布2枚を中表(表面を内側に合わせて)にして、上下を並み縫いする。

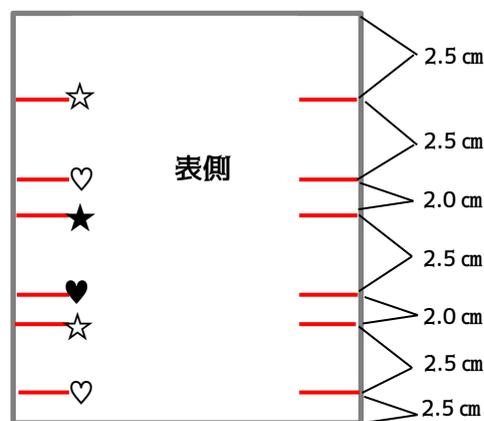


3、筒状になったマスク用布を、脇からひっくり返し、アイロンで縫い代を整えます。

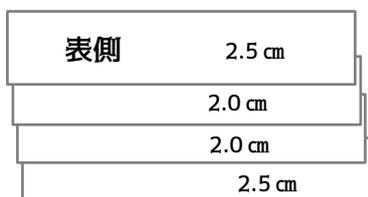


5、☆の位置をアイロンで山折りにする。

4、プリーツの印を入れます。



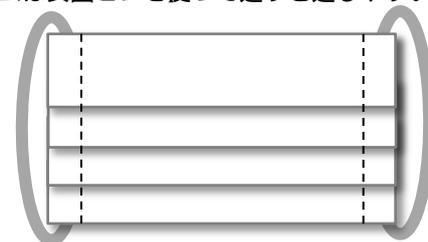
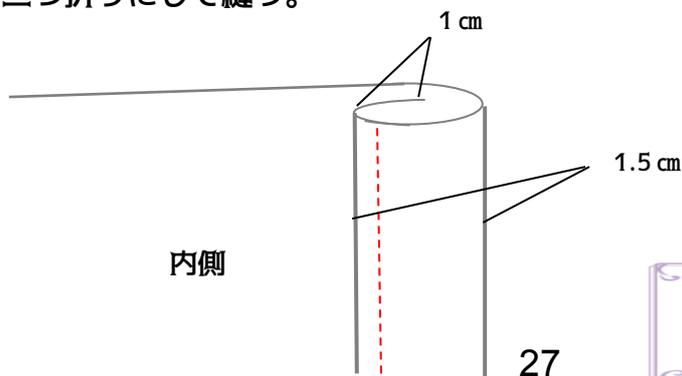
6、☆と♡を合わせてプリーツの折り目を入れる。



7、左右を三つ折りにして縫う。

8、三つ折りしたところにゴムを通し、好みの長さに結んだら完成！！

※ゴムは安全ピンを使って通すと通しやすいです



学校法人今泉学園 今泉女子専門学校  
福島県郡山市大町 1-2-3 mail info@imajo.net  
職業実践専門課程 教員 橋本 晶